別表第三（第八条及び第九条関係）

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	第四条の十八第一項（第九条の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
船員労働安全衛生規則	第八十九条第一項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）
海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令	第五条の二第四項及び第六条第三項

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
建設業法	第二十六条の十三第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
土地区画整理法	第二十八条第九項、第三十二条第十二項、第八十四条第二項及び第八十八条第二項
内航海運組合法	第三十七条第四項、第三十八条第四項及び第三十九条（これらの規定を第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第四十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条第四項
放射性同位元素等の規制に関する法律	第四十一条の二十において準用する第四十一条の七第二項第一号
（略）	（略）
都市再開発法	第二十七条第九項、第三十一条第十項、第八十三条第一項及び第百三十四条第二項
（略）	（略）
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第七十二条第四項、第七十三条第二項、第百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十七条第九項、第百五十一条において準用する同法第三十一条第十項、第二百十六条第一項及び第二百七十八条第二項

別表第三（第八条及び第九条関係）

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	第四条の十八第一項（第九条の七の四及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
船員労働安全衛生規則	第八十九条第一項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
（略）	（略）
建設業法	第二十六条の十二第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
土地区画整理法	第八十四条第二項及び第八十八条第二項
内航海運組合法	第三十七条第四項、第三十八条第四項及び第三十九条（これらの規定を第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第四十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条第四項
（略）	（略）
都市再開発法	第八十三条第一項及び第百三十四条第二項
（略）	（略）
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第七十二条第四項、第七十三条第二項、第二百十六条第一項及び第二百七十八条第二項